



まちのお知らせ



5月29日より 新たな防災気象情報の運用が 開始されています

警戒レベル				現在の防災気象情報（警戒レベル相当情報）				
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）	防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
			指定河川 洪水予報 (河川毎)	洪水害 (市町村毎)	大雨浸水害 (市町村毎)			
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮発生情報
<警戒レベル4までに必ず避難！>				4相当	氾濫危険情報		土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替える 可能性が高い 高潮注意報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	2相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報	高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	1相当				
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの 大川川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大川川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）が5段階の警戒レベルにあわせて発表されます。
- 対象災害ごとの情報として整理されるとともに、レベル4相当の情報として危険警報が新設されます。
- 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表されます。（例：レベル4大雨危険警報等）

問合せ先 総務課 ☎ 35-5364



まちのお知らせ



◆◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ぱすてるからのお知らせです。 ◆◆◆

☆入館者25万人達成!! ~ご利用ありがとうございます~

4月20日、子育てはうす ぱすてるの入館者が25万人に達成しました。平成30年7月開館以来、多くの人に利用いただいています。

4月から今年度のピヨピヨクラブもスタートし、多くの親子と制作あそびやふれあいあそびなどいろいろなことをして楽しんでいます。

また、その他に、誕生会、ぱくぱくキッチン、各種ワークショップ、大人楽しいぱすてる等々、こどもから大人まで楽しめる企画もあり、好評いただいています。

みなさんの来館を心よりお待ちしております。



▲北方町在住の川瀬さん(中右)、あおとくん(右)、りらちゃん(中左)

◎6月のスケジュール(予定)

**ピヨピヨ
クラブ**

ひよこ組(0歳児クラス)…1日(月)、23日(火)→木工遊び

うさぎ組(1、2歳児クラス)…12日(金)→木工遊び、26日(金)

親子スキンシップあそび…1日(月)

ぱくぱくキッチン…8日(月) 誕生会…15日(月)

休館日

3日(水)、10日(水)、17日(水)、24日(水)

※開館状況が変更になる場合がありますので、ホームページ等にて確認してください。

申込・問合せ先 子育てはうす ぱすてる ☎ 34-1010

おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は

「6月19日(金)『サポート活動スキルアップ講習会』参加者募集のお知らせ」

~普段の子育てにも大変役に立つ講習です~

日時: 6月19日(金) 午前9時~午後3時30分

場所: 総合町民センター 大会議室

参加費: 無料

瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター長の楢浦良子氏による「安心安全な預かり」、揖斐郡消防組合職員による「小児救急救命法」、JAFによる「チャイルドシートについて」の講習を行います。

楢浦氏による講習では、お子さんの安心安全な預かり方など、子育てについて幅広くお話をしていただきます。

消防組合職員による講習では、実際にAEDを使っての救助方法や、こども用の人形を使っての実技が受けられますので、いざという時のために受けておかれてはいかがでしょうか。

JAFによる講習では、実際のチャイルドシートを使い、正しく安全な装着の手順を学びます。

会員さんだけでなく、子育て中のお父さん、お母さん、またお友達をお誘いのうえ、ぜひ参加してください。

参加を希望する人は、電話にて次まで申込んでください。皆さんの参加をお待ちしています。



▲人形を使った救急救命講習の様子

問合せ先

おおのファミリー・サポート・センター(子育てはうす ぱすてる内) ☎ 34-1010

令和8年第2回定例会日程および内容

◎会期 6月2日～10日（9日間）

日	曜日	開議時間	内容等	場所	備考
2日	火	午前9時	本会議（開会）	議事堂	
3日	水	//	総務文教常任委員会 民生建設常任委員会 総合計画推進調査特別委員会 学校統合調査特別委員会	委員会室	
9日	火	//	本会議（一般質問）	議事堂	中継配信あり
10日	水	//	本会議（閉会）	//	

本会議・委員会は傍聴することができます。開議時間までに議事堂・委員会室へお越しください。
なお、委員会の傍聴を希望される人は、事前に事務局まで連絡してください。

6月9日の本会議における一般質問は、インターネットを利用し中継配信されます。また、役場1階ロビーおよび各地区ふれあいセンターでもご覧いただけます。



一般質問中継
ホームページ

問合せ先 議会事務局 ☎ 35-5361

野外焼却、原則禁止！

住みよいまちづくりのため、ご協力をお願いします

ごみの野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。ただし、農業による枝・下草の焼却は一部例外となっています（マルチ、温室シート等プラスチック製品は禁止）。しかし「家の窓が開けられない」「布団・洗濯物に汚れや臭いが付く」「健康被害を受けた」などの声をいただく機会が増えています。特に、健康被害については、お子さんなど、若年層への影響が深刻な問題となっています。

住みよいまちづくりのためにも、時間帯を考えたリ、事前に焼却の時間を伝えるなど、周辺地域への配慮をお願いします。また、町では焼却灰の回収は行っていません。少量の草木は50センチ以下の大きさにして生ごみ等収集袋に、それ以外は引取可能場所へ持ち込み、処分してください。



樹木の幹や根、剪定枝や葉の引取りについて

町の許可業者に、生産農家による野焼き防止に協力いただき、次の内容、料金で引取りを実施しています。搬入先など詳しくは直接問合せください。

持込する場所 株式会社マルダイ（許可番号：大環衛処分許第1号）五之里148番地1 ☎ 36-0320

◎品目 柿の剪定枝・葉・幹、下草、庭木の剪定枝

◎引取金額 柿の剪定枝や葉は100円 / 軽トラック1車、柿の幹や根、その他の樹木等は13円 / 1kg

◎受入時間 午前8時～午後5時 土曜日は不定休

◎休日 日曜日・祝日・年末年始

※分別して搬入してください。

※ビニールなどの紐は取り除いてください。

持込する場所 西濃環境整備組合 下座倉1375番地1 ☎ 32-4153

◎品目 下草、庭木の剪定枝（径7cm以下、長さ50cm以下に切る）

◎引取金額 10kgごとに100円

◎受入時間 午前8時30分～午後4時30分

◎休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始

※事前に役場での申請が必要

問合せ先 環境生活課 ☎ 35-5372



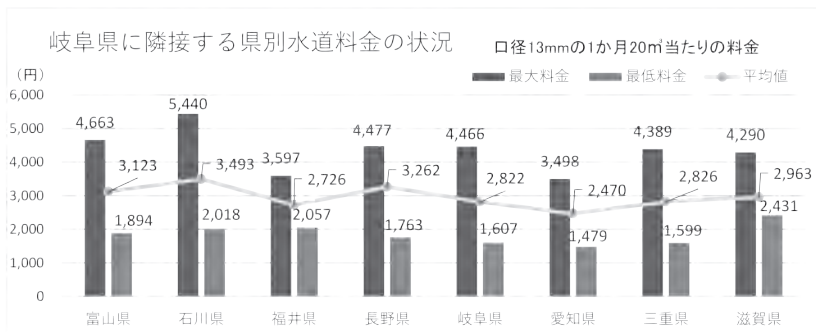
水道事業について

5月号にて、水道施設の現状や課題、解決策をお伝えしました。今回は全国的に改定されている水道料金について県内の動向も含めてお伝えします。

全国の水道料金について

先月号までにお伝えしております施設や管路の老朽化やそれに伴う漏水等は、町内だけの問題ではなく、全国的にも問題となっており、深刻な場合は、現にテレビ等により報道されたような道路の冠水や陥没といった二次的災害を伴って事故が発生しています。

これらの問題解決には莫大な時間と費用がかかるため、全国的に水道料金の値上げが実施されています。



出典：総務省自治財政局公営企業経営室「水道事業の事業等」(R7.7)より一部抜粋

岐阜県に隣接する県別の水道料金を比較したグラフになります。

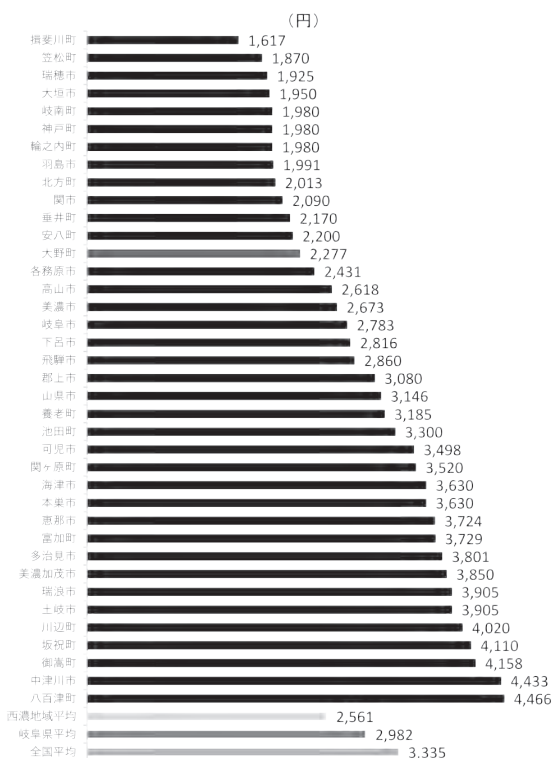
岐阜県は、地下水等に恵まれた地域であり、全国的には比較的安価に料金設定されています。東北地方など高い料金の地域等においては、平均値が4,500円を超える地域もあります。

しかしながら、施設や管路の老朽化等は年々進んでいるのが現状です。

県内の水道料金の比較について

口径13mmの1か月20m³当たりの料金で比較

県内の水道料金（令和8年1月末現在）は次のとおりとなっており、大野町は安価な方から数えて13番目に位置しています。



近隣市町においては、既に水道料金を改定し、持続的な安定経営に向けた改定を実施している自治体もあり、同様な自治体が増加傾向にあります。

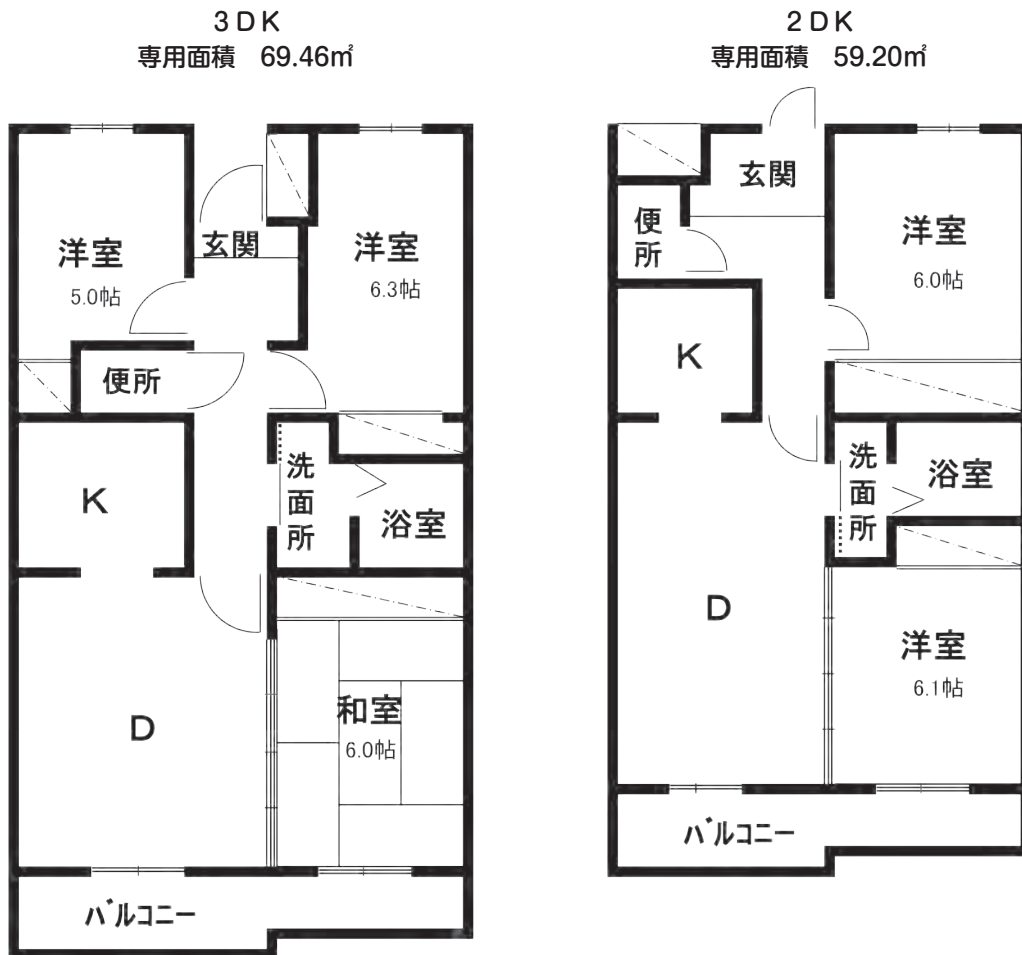
※岐阜県の平均値は最新値であるため、上記の県別水道料金の状況とは異なります。

町営住宅入居者募集中

礼金・共益費なし！ 静かな環境で全室日当たり良好！ 商業施設も近くて便利！

団地名	中之元北団地（特定公共賃貸住宅）2～4階部分		
募集戸数	若干数 2DK、3DK		
住宅使用料 （賃貸条件等）	使用料	2DK 43,000円/月（駐車場1台、2㎡の物置を含む）	3DK 52,000円/月（駐車場1台、2㎡の物置を含む）
	敷金	家賃の3か月分	
	その他	インターネット回線、広場、物置、集会場、自転車置場、ゴミ集積場、エレベーター有り	
入居資格 （全てに該当すること）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の1か月の世帯全員の所得金額（※）が158,000円以上487,000円以下の人（所得の上昇が見込まれる人を含む） ・ 現に自ら居住するための住宅を必要としていること ・ 現に同居し、または同居しようとする親族があること ・ 現に町税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと ・ その者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと 		

間取図



※ 1か月の所得とは（年間所得金額－控除額の合計）÷12か月

◇駐車場は、1戸につき1台です。◇応募戸数が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。

◇ゴミ当番、管理人、地元とのお付き合い等があります。

※詳しい内容は町ホームページを確認してください。

申込・問合せ先

建設課

☎ 35-5376



まちのお知らせ



～健康づくりでお得をゲット！～

「岐阜県健康・スポーツポイント事業」のご案内

「岐阜県健康・スポーツポイント事業」とは健（検）診の受診、健康づくりのための健康教室やイベントに参加し、健康ポイントを10ポイント（アプリは100ポイント）獲得すると特典（ミナモ健康スポーツカードと景品の応募ハガキ）が得られるものです。健康づくりに取り組みながら、お得をゲットしましょう！

〈取組期間〉

令和9年3月31日（水）まで

〈対象者〉

18歳以上の町内在住者・在勤者

〈参加方法〉

①参加登録

保健センターやふれあいセンターでチャレンジシートを入手します。または、アプリをダウンロードします。

②健康づくりメニューに参加

健診を受診したり、ふれあいセンターでの行事や健康づくり教室などに参加する。

③ポイント獲得

健康づくりの項目ごとに所定のポイントを集めます。（チャレンジシートは10ポイント、アプリは100ポイント）

※チャレンジシートは健診2ポイントが必須です。保健センター窓口か各教室でスタンプを押します。

④ミナモ健康スポーツカード・抽選申込書を進呈

10ポイント集めたら、チャレンジシートを保健センターへ提出すると、協力店で特典が受けられる「ミナモ健康スポーツカード」を進呈します。

スマホアプリで達成した場合はアプリ上に表示されるようになります。

※協力店は岐阜県のホームページで確認してください。

また、申込書で応募すると抽選で県産品や健康グッズが当たります。

（※抽選の応募期限は令和9年2月末日）



スポーツタウンWALKER
Android版



スポーツタウンWALKER
iOS版

問合せ先 保健センター ☎ 34-2333

児童手当制度のお知らせ

◎児童手当現況届の提出が必要な人に個別で案内を送付します！

現況届の提出が必要な人に5月末に案内を送付しています。案内が届いた人は6月中に現況届の提出をお願いします。

※期限内に提出がない場合、8月期の支給が遅れる場合があります。

※子どもと別居している人は、別居している児童手当対象児童全員分のマイナンバーを持参してください。

児童手当を受給している人で、次のような事由が生じた場合、届出が必要になる場合があります。

該当する場合は子育て支援課まで連絡してください。

- ・受給者、配偶者、児童の誰かが転出入したとき
- ・新たに子どもが生まれたとき
- ・受給者が子どもを監護しなくなったとき
- ・振込口座を変更したいとき（受給者名義の口座のみ）
- ・婚姻・離婚などにより生計中心者が変わったとき
- ・受給者または配偶者が公務員になったとき など

問合せ先 子育て支援課 ☎ 35-5370

国保だより

3 すべての人に健康と福祉を



6月から特定健康診査がはじまります！

特定健診は、早い段階でメタボリックシンドロームに気づき、生活習慣病を予防するための大切なチャンスです。ぜひ、年に1回は受けましょう！

◎特定健診を受診するとこんなメリットがあります！

- ①病気の予兆を見つけ出し、生活習慣病を予防できます。
- ②生活習慣病予防により医療費、通院時間が節約でき快適な生活が維持できます。
- ③健診後のサポートも充実。健診結果で生活習慣病のリスクが高い人に特定保健指導(無料)が行われます。保健師、栄養士が生活改善の方法を一緒に考えます。

◎特定健診の内容は？

対象者	大野町国民健康保険に加入している40～74歳の人 (昭和26年9月1日～昭和62年3月31日までに生まれた人)
実施期間	6月1日(月)～8月31日(月)
自己負担金	1,000円(受診される医療機関で支払ってください)
持ち物	マイナ保険証または資格確認書、受診券、問診票
健診項目	問診・身体計測・身体診察・血圧測定・尿検査 血液検査(脂質・肝機能・糖代謝・腎機能) ※貧血・心電図(医師が必要と判定した人のみ)
受診場所	揖斐郡内健康診査実施医療機関 (受診券に同封の実施医療機関リストを確認してください)

※対象者には、5月下旬に受診券を送りますので、同封の案内用紙をよく読み、問診票を記入のうえ、受診してください。

※特定健診を受けられた人は、大野町国民健康保険の人間ドックの助成を受けることはできません。

※40～74歳で全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)・健康保険組合保険・共済組合などの被保険者・被扶養者は加入している保険者が実施する健診を受けてください。詳しくは加入する保険者に問い合わせてください。

マイナ保険証をぜひご利用ください！

マイナ保険証には、次の3つのメリットがあります。

- ①医療費を節約できます。
- ②よりよい医療が受けられます。
- ③手続きなしで高額療養費の限度額を超えた支払を免除されます。



問合せ先

健診に関すること

住民課

☎ 35-5368

保健指導に関すること

保健センター

☎ 34-2333

ぎふ・すこやか健診のご案内

対象者	後期高齢者医療保険に加入している人
実施期間	6月1日(月)～8月31日(月)
自己負担金	500円(受診される医療機関で支払ってください)
持ち物	マイナ保険証または資格確認書、受診券、問診票
健診項目	問診・身体計測・身体診察・血圧測定・尿検査 血液検査(脂質・肝機能・糖代謝・腎機能・貧血・アルブミン) ※心電図検査(医師が必要と判定した人のみ)
受診場所	揖斐郡内健康診査実施医療機関(受診券に同封の実施医療機関リストを確認してください)

※昭和26年3月31日以前生まれで、要介護3・4・5の認定を受けていない人には、5月末に受診券を送りますので、同封の案内用紙をよく読み、問診票を記入のうえ、受診してください。

※昭和26年4月～8月生まれの人の健診は10月を予定しています。受診券は9月末に送ります。

※75歳未満で後期高齢者医療保険に加入している人、要介護3・4・5の認定を受けている人で健診を希望される人は、住民課まで連絡してください。

問合せ先

住民課

☎ 35-5368